

【重要事項説明書変更のお知らせ】

令和8年度介護報酬改定に伴い、令和8年6月1日より、重要事項説明書の内容に以下の追加を行います。

(1) 介護職員等処遇改善加算の算定

当事業所は、令和8年6月1日より、介護職員等処遇改善加算を算定します。

本加算は、介護職員等の処遇改善を目的として算定する加算です。

なお、介護予防ケアマネジメント費は介護保険等から全額給付されるため、本加算の算定に伴い、利用者の自己負担は発生しません。

【変更内容】

項目	内容
追加する加算	介護職員等処遇改善加算
料金（単位数）	所定単位数の2.1%
算定開始日	令和8年6月1日
利用者負担	発生しません
変更内容	重要事項説明書の7. サービスの利用料及び利用者負担（料金）欄に介護職員等処遇改善加算の算定に関する記載を追加します。